

一般社団法人日本医療情報学会
海外学会発表奨励金制度規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本医療情報学会（以下、「本法人」という。）が、会員の国際的な学術活動を奨励する目的で設置する海外学会発表奨励金制度、ならびにその運用を定めたものである。

(給付を申請する資格)

第2条 奨励金の給付を申請する者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本法人の正会員、指名正会員、準会員、または学生会員で、原則として、発表する学会初日に満45歳以下であること。
- (2) 学会プログラム上の筆頭演者であり、かつ実際に現地で発表した者または発表する予定の者であること。

(給付対象とする学会発表)

第3条 奨励金の給付対象とする学会発表は、原則として、別表1に定める国際学会における発表とする。ただし、別表1に定めた国際学会における発表であっても、日本国内で開催される場合は、奨励金の給付対象としない。

2 奨励金の給付対象とする学会発表の発表形式は、一般公募演題、企画演題とし、TV会議システムなどを用いた遠隔発表は奨励金の給付対象としない。

3 別表1に定める国際学会以外の学会発表は、一般公募演題、企画演題にかかわらず、発表する学会そのものの審査および発表内容の審査を行い、奨励金の給付を決定する。

(給付額)

第4条 奨励金の給付額は、別表2に定めるとおりとする。なお、奨励金の給付の回数は、3回を上限とする。

(給付時期)

第5条 奨励金の給付は、学会発表が終了した後とする。

(申請方法)

第6条 奨励金の申請方法は、次のとおりとする。

- (1) 奨励金の給付を希望する者は、発表学会開催の前日までに別紙の「海外学会発表奨励金申請書」、ならびに発表する学会に提出した、または提出する抄録、あるいはプロシーディング論文を本法人事務局へ提出しなければならない。
- (2) 奨励金の給付を認められた者は、帰国後に学会プログラムのコピーと参加証のコピーを本法人事務局へ提出しなければならない。

(審査および決定)

第7条 奨励金給付の審査および決定は、学術委員会が行う。

(給付を受けた者の義務)

第8条 奨励金の給付を受けた者は、機関誌「医療情報学」に海外学会参加報告を投稿しなければならない。海外学会参加報告の内容は、自分の発表内容のみならず、参加した学会のトピックスの紹介や、国際学会の参加経験を共有できるような記事とする。

2 医療情報学連合大会あるいは春季学術大会等での帰朝報告の依頼があれば、特別な事情がある場合を除き、依頼を受諾しなければならない。

(給付の凍結)

第9条 理事長は、理事会の承認を得て、本法人の財政状況などを考慮し、期限つきで奨励金給付事業を一時凍結することができる。その際は、本法人ホームページで広報する。

(本規程の変更)

第10条 本規程を変更するときは、理事会に提案し、その議決を経なければならない。ただし、別表1については、学術委員会の議決によって変更することができる。

(附 則)

附則1 本規程は、平成23年11月24日に定め、同日から施行する。

2 本規程は、平成25年4月3日に改定し、同日から施行する。

3 本規程は、平成28年6月2日に改定し、同日から施行する。

4 本規定は、令和7年6月2日に改定し、同日から施行する。

別表 1 給付対象とする主な国際学会

学 会
AMIA
AMIA Summit
MIE
APAMI
MEDINFO
Nursing Informatics

別表 2 給付額

	口 演	ポスター
アジア地域	5 万円	2 万円
上記以外（オセアニアを含む）	1 0 万円	4 万円

他からの補助状況を勘案して減額することがある。

理事長 ○○ ○○ 殿

メールアドレス

※※発表学会に提出した，または提出する抄録，あるいはプロシーディング論文を本申請書に添付して提出すること。